



目議第1134号  
令和元年8月27日

目黒区長様

目黒区議会議長  
宮澤 宏行

### 質問通告について

令和元年9月5日開会の第3回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

#### 記

#### 一般質問

質問者氏名 小林 かなこ  
目安時間 40分

- 1 景観や安全・安心なまちづくりに寄与する無電柱化の進め方について  
原町一丁目7番・8番地区では、防災性の向上に向けて、令和5年度までに道路拡幅や無電柱化などによる歩行空間の確保が行われる予定である。にこま通り商店街は幅員も狭いため、景観上、安全・安心なまちづくりの観点からも、補助46号線まで無電柱化を延伸すべきであると考え、無電柱化推進には地域の方々の理解、協力が必要不可欠である。区では電線類地中化整備基本方針改定に取り組むとしているが、今後の無電柱化の進め方について区の考えを伺う。
- 2 家庭福祉員制度について
  - (1) 家庭福祉員制度の定年について、大田区など近隣の区では70歳とするところが増えてきているが、本区の場合は65歳で定年となる。保育の質を確保していくという観点から、家庭福祉員の定年延長につ

いて検討状況を伺う。

- (2) 本制度については、現在、現場の家庭福祉員の方々が自己負担で、手作りで冊子を作成し、制度の周知を図っている。区のホームページには制度の概要が掲載されているだけで、江戸川区など他区と比べても制度についての情報量が少ない。目黒区独自の家庭福祉員制度の周知拡大に向けた、今後の対応について伺う。

3 将来を見据えた、目黒区の教育が目指す学校のICT化について

- (1) 目指すべき次世代の学校・教育現場を実現するために、文科省では今年6月、小中高校などでのICTの活用について「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」をまとめた。ハード上や利活用上の課題がある中でも、学校のICT環境は文房具と同様に教育現場において必要不可欠であるとの考えから、世界最先端のICT環境の実現に向け、ロードマップを年度内に策定する予定である。新しい時代となり、これからの目黒区の教育が目指す学校のICT化についてビジョンを伺う。

- (2) 本区では、この4月から「学校ICT課」が新たに設置されたところであるが、現在の進捗状況を伺う。

質問者氏名 いいじま 和代

目安時間 40分

「支え合う温かな目黒」を目指して、大きく3点6項目の質問をさせていただきます。

1 「認知症の予防対策」について

6年後の2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるとされ、認知症施策の充実が喫緊の課題です。本年6月に与党は「認知症基本法案」を衆議院に提出しました。そこで、目黒区における認知症予防対策について伺います。

- (1) 「認知症基本法案」のポイントは、認知症の方の尊厳を保ち、社会の一員として尊重される共生社会の実現を掲げており、認知症の方の視点を重視した施策が必要と理念に示しております。そのためには、本人同士が集い、体験や希望、必要としていることを語り合う「本人ミ

ーティング」ができる場の設定が大事だと考えますが、所見を伺います。

(2) 「認知症サポーター」の方々への「ステップアップ講座」が行われておりますが、その先の対策として、習得した「認知症への正しい理解と適切な対応」のスキルを活かした地域づくりについて、所見を伺います。

(3) 社会参加と健康を考えたボランティアに関して、シニア読み聞かせボランティア「りぷりんと」を平成30年第1回定例会で提案し、「実施に向けて検討する」と答弁がありました。その後の進捗状況を伺います。

## 2 「妊娠期から子育て期の孤立予防対策」について

母子の健康と子どもの健やかな成長のため、公明党は妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組み「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」の開設や産後ケアの拡大等を推進してきました。そこで、目黒区における妊娠期から子育て期の孤立の予防対策について伺います。

(1) 切れ目のない子育て支援として、保健所等において子育て世代包括支援センター機能が充実しましたが、現状と課題を伺います。

(2) 妊娠期から子育て期の孤立の不安に寄り添い、支え、つながることで、子育ての不安解消を目指す「きずなメール・LINE」の導入と、その「きずなメール・LINE」に、目黒区の子育て情報を組み合わせ配信することで、より安心した子育てが期待できると考えますが、所見を伺います。

## 3 「たばこの受動喫煙防止対策」について

東京2020オリパラ競技大会に向け、昨年「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月には全面施行されます。また、東京都受動喫煙防止条例では、本年9月から飲食店での喫煙室の有無の掲示の義務化で、屋外指定喫煙所の利用が多くなると予想されます。現在、受動喫煙の影響が大きいと見受けられる中目黒GT前の指定喫煙所は、喫煙所としての機能を早急に見直すべきですが、所見を伺います。

質問者氏名 梅 田 まさみ

目 安 時 間 3 5 分

「目黒区ポイ捨てなどないまちをみんなで作る条例」に関して

目黒区の本条例に関して、成立より16年が経過しました。これまで相当数の問題提起、禁煙区域の追加などの措置をとってきましたが、「健康増進法」の一部改正が成立したこと、及び2020東京オリンピック・パラリンピックによる外国人旅行者を多数迎えるにあたり、改めて早急に対応する事案に関して提起したいと考えます。

- (1) 目黒区の本条例において禁止区域以外の喫煙は移動しないことを前提に認められています。これは、いわゆる「歩きたばこ」は子どもに害を与える可能性があるなどの理由をお聞きしました。その場合、目黒区内の幼稚園、小学校及び通学路、公園、病院付近等が禁止区域に指定されない理由を伺います。
- (2) 「加熱式たばこ」の取り扱いについて、「改正健康増進法」では一部規制の対象となっています。目黒区においては、加熱式たばこの禁止エリアでの自由喫煙及び禁止エリア外での移動喫煙を、過去の検討結果を踏まえての現在の方向性を伺います。
- (3) 本条例第10条に「まちの環境美化に関する行動計画を策定し」とあり、目黒区のHPも確認しました。啓蒙活動や行動目標が掲げられています。設定されてから12年ほど経っていますが、どれだけの目標達成があったのか、具体的な事例と数値を伺います。
- (4) 本条例において、違反者に対する「指導」「勧告」、「罰金」などを科す権限は区長にあります。本件の施行は2004年1月からですが、この15年間において、それらが適用された件数を伺います。
- (5) 池尻大橋駅付近の喫煙に関して、世田谷区と目黒区の境界線付近にある、たばこ販売所で屋外に灰皿が設置されています。世田谷区の条例は昨年改正され、「全ての道路、公園での喫煙禁止」となりました。そのため、昼食時などでは「目黒なら大丈夫」として相当数の喫煙者が集まっています。既に担当者は確認済みと思いますが、今後とも対応は考えていないのでしょうか。具体的に伺います。

2020オリンピック・パラリンピックにおいて、目黒区・世田谷区にまたがる「駒沢オリンピック公園」は、公式練習場にも指定されています。当然世界各国から来訪者が見込まれます。喫煙している外国人旅行者に「あの信号の向こう側は目黒区ですから、ここでお願いします」と説明するのもいかなものかと考えます。根拠法である「健康増進法」の一部改正や隣接する世田谷区の条例改正など、周辺が大きく変わっている中、目黒区は16年前の条例のままで良いのでしょうか。抜本的な改正に向けた話し合いと、来年に向けた駒沢オリンピック公園周辺の喫煙禁止区域追加を提言します。

質問者氏名 斉藤優子

目安時間 35分

#### 1 羽田低空飛行ルートの見直しと撤回について

国交省が8月8日に示した羽田新飛行ルートは早ければ夏ダイヤ改正の2020年3月29日から目黒区600m上空を1分半の間隔で飛ぶことになる。運行されれば、住環境が脅かされ、騒音対策や落下物の危険も伴う。また、区内の保育施設に通う子どもたちも大きな影響を受ける。

以上を踏まえて問う。

- (1) 日本共産党都議団の情報公開請求で、東京都が意見表明にあたって事前に議事内容の確認とともに「羽田低空飛行を容認する都の意見案」について意見が求められ、目黒区は「なし」と回答していた。「容認することの都の意見案」が提出されることを事前に知っておきながら「都の意見案への意見」を求められたとき、なぜ異論や意見を述べなかったのか。
- (2) 国交省は落下物について「落下物対策総合パッケージ」を着実に履行すると表明しているが、落下物をゼロにすることはできない。騒音対策では降下角度を0.5度引き上げていることで解決できるとしているが、パイロットからすれば、0.5度引き上げると操縦席からは別世界。経験していない角度での着陸は尻餅事故が多発しかねないと

専門家は指摘している。騒音や落下物の危険性が知られていないからこそ、全区民を対象とした教室型説明会の開催を国に求めるべきと考えるがいかがか。

- (3) 目黒区議会でも陳情が4回出され継続審査になっている。区民から合意を得られていない中、目黒区としても全区民の安全と命を守る立場から新羽田ルートは認められないと態度をきちんと示すべきではないか。

## 2 高齢者センターの送迎とお風呂の拡充について

田道高齢者センターは将棋や囲碁、認知症や介護の予防体操、歌声喫茶やパソコン教室があり、無料で利用できる檜のお風呂は高齢者の憩いの場になっている。色々な施設やサービスを利用できるだけでなく、生きがいの場、自分の居場所、友だちとの大切な場として利用されている。一層高齢化が進み、ひとり暮らしの方も増える中、センターの最大限の活用こそが、目黒区が目指す健康福祉の増進につながる。センターの存在を知らない高齢者にもっと周知すべきである。

また近年、公衆浴場が後継者不在、利用者減少等の理由によって廃業になり、公衆浴場を利用する高齢者から、銭湯が無くなって困っているという声が上がっている。地域と曜日に関係なくセンターのお風呂を利用できるようにして欲しいと、利用者からヒアリングした。

以上のことを踏まえ、センターのお風呂利用について伺う。

- (1) 曜日によって地域が指定され、お風呂の利用は週1回しか使えないようになっているが、センターのお風呂利用は友達との交流、生きがいや楽しみの場である。近年、公衆浴場廃業も増えている。希望すれば週2回利用できるようにしてはいかがか。
- (2) 送迎があれば近所のお友達に声を掛けたい、送迎があればセンターのお風呂を利用したいという声や、実際大変な思いをしてセンターに行っている高齢者もいる。遠い人は行けないという、利用格差が生じてはならない施設であり、高齢者が安心して使えるようにするため、高齢者センターを経由するコミュニティバスを実施すべきと考えるが、いかがか。

質問者氏名 かいでん 和弘

目安時間 45分

1 若い世代と区政について（全区的な主権者教育を）

現在の目黒区政は、若者にとって「身近な存在」ではない。例えば平成29年実施の目黒区世論調査において、区政に関心のある人の割合は、全世代平均67.3%に対して、10・20代が36.8%、30代では56.0%と若い世代が極端に低くなっている。また、今年4月の目黒区議選における投票率も、全世代平均が40.3%だったのに対して10・20代が23.5%、30代が29.5%と10ポイント以上も低い。若い区民が区政に関心を持ち、自らの態度を表明できるような主権者教育の充実が急務であるとの考えのもと、以下の点について伺う。

(1) 平成29年告示の小・中学校の学習指導要領において、主権者教育は「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」として位置付けられているが、学年ごとに身につけるべき事項の記載にとどまり、指導方法については各学校に委ねている。目黒区立小・中学校での主権者教育においても、実際の授業内容については、学校ごと、先生ごとのマネジメントに任されており、主権者教育の内容及び質については区内でもばらつきがある。若い世代の区政に対する関心の薄さという課題があるなかで、未来の目黒区を中核として担う区立小・中学校の子どもたちに対しては早いうちから区政への関心喚起を含めた教育が欠かせないことを鑑みれば、区の主導により主権者教育計画を策定するなど、区として目指す主権者教育の方向性や内容を改めて体系立て、区内で統一した方法のもと進めていく必要があると考えるが、区の所見を伺う。

(2) 選挙管理委員会による主権者教育の取り組みとして区立小・中学校への出前授業が挙げられるが、昨年度は小学校22校中2校、中学校9校中7校のみの実施であった。

ア 実施校を増やすために今後どのように周知を図るか、所見を伺う。

イ 中学校における出前授業の実施内容としては、生徒会役員選挙へ実際の選挙資機材を貸し出しておいての投票体験や、スライドを使っただけのミニ講座を行っているとのことだが、平成28年の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導

要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、「主権者として求められる資質・能力」として「知識・技能」とともに「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性等」も含まれると示されている。現行の出前講座では、「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性等」に対する効果が薄いため、今後はグループワークやディベートを含めたより主体的な学習を促す内容に変えていくべきと考えるが、今後の出前授業の方向性について所見を伺う。

## 2 不在者投票（滞在地投票）を簡単に

目黒区で行われる選挙において滞在地投票を行うためには、「郵便による請求」と「電子による請求」の2通りの方法があるが、いずれも申請者の手続きが煩雑であることが滞在地投票の利用促進を阻む要因の一つになっている。平成30年度に公表された総務省における「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告の中でも、「不在者投票の投票用紙等のオンライン請求では、マイナンバーカードの公的個人認証機能等により本人確認を行っているところ（中略）セキュリティ面に配慮しつつ、選挙人の利用しやすいその他の手法についても、併せて検討していくことが期待される。」と記載されているなか、「電子による請求」について簡略化すべきとの考えから、以下の点について伺う。

### 【パネル使用】

- (1) 「電子による請求」が導入されて以降の目黒区で行われた選挙において、滞在地投票制度を用いて投票された件数と、そのうち「電子による請求」で申請された件数を伺う。
- (2) 「郵便による請求」の場合には本人証明（印鑑・署名など）が必要とされないのに対し、「電子による請求」の場合には、公的個人認証を求められるために一般に普及しているとは言い難いICカードリーダーを用意する必要がある。目黒区において、個人認証の部分で対応に差をつけている理由を伺う。
- (3) 目黒区のホームページ上に申請用のフォームを作るなど、「電子による請求」を簡便化することが、投票率の上昇、若い世代の主権者意識の醸成、さらには選挙管理委員会の事務負担軽減にもつながると考えるが、所見を伺う。

### 3 ファミリー・サポート・センター事業を使いやすく

目黒区でも待機児童が発生している以上は、保育施設に子どもを預けられた家庭と預けたくても預けられなかった家庭の間で、提供される保育サービスが不公平になりすぎないための配慮が欠かせない。そのためには、保育施設に頼らない「地域子ども・子育て支援事業」の充実が必要であり、なかでも地域住民同士の有償ボランティアベースで運営されているファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ」という）は、活用すべき有効な事業であると考え、以下の点について伺う。

- (1) 現在、区のファミサポでは、利用会員及び利用依頼数の伸びに対して協力会員数が追いついておらず、その確保が課題となっている。区としてどのような形で協力会員の募集を図るか伺う。
- (2) 厚生労働省が定めた「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（以下「実施要綱」という）では、事業の目的として「病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。」と記載されている。現在、区のファミサポでは、病児保育や早朝・夜間等の緊急時の対応はサポート対象外となっているが、区としての今後の展望を伺う。
- (3) 子どもを預かる協力会員になるための資格要件がないファミサポにおいて、安全な保育を提供するための事前の研修は極めて重要である。「実施要綱」においては、事前の講習時間として24時間以上確保することが望ましいとされているが、目黒区では2日間の講習でその時間数に達していない。十分な講習時間を確保し、利用したい家庭がより安心できる事業に発展させるべきと考えるが、区の所見を伺う。